

— No. 324 —



広報

川越

12月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画部企画課



市制施行50周年を記念して行なわれた音楽大パレードは、加藤市長を先頭に、市内小・中・高校生1,500名が参加して盛大に練広げられました。パレードは、川越小一市役所前一銀座通り一中央小まで約1.5キロの行程でしたが、沿道をうめた市民から歓迎をうけ、華かに50周年を祝いました。

ルールはみんなが守ろう

12月10日から —— 1月10日

年末年始の交通事故防止運動

十二月十日から一月十日間、年末年始の交通事故防止運動が行なわれます。この時期は、気ぜわしさや飲酒の機会が多くなることなどから、例年これらに起因する交通事故（とくに二車もと）が多くの現状です。この機会

に道路を利用するすべての人があまりもよく守って事故防止につとめてほしいのです。

- ▽交通ルールを横断するときは、左右の安全確認をする。
- ▽道路や踏切、線路などでは遊びはない。
- ▽道路への飛び出しをしない。
- ▽夜間の外出はなるべくひかる。
- ▽車のすぐ前やすぐ後を横断しない。
- ▽車の一人乗りや並進など、あぶない乗り方をしない。

必ず安全確認を

老人の場合は、自転車で通行中

左右の安全確認やルールを守らない事故がほとんどです。とくに交通ルールの励行につとめてほしいものです。

▽道路を横断するときは必ず左右の安全確認をしてねたる。

▽信号をよく見て青でわたる。

▽横断歩道や歩道橋などの安全施設を利用する。

飲酒運転はいけないことだ、と車を運転する方ならだれでもが知つていることです。しかし、あいかわらず飲酒運転の事故があとをたたないことは、ほんとうに残念なことです。

この恐ろしい飲酒運転はなぜなくならないのでしょうか。それは「これぐらい、いっぱいぐらくならだいじょうぶ」とか「酔つてはいなからだいじょうぶ」と、あまい

判断をする人がいたり、人に酒をすすめることが礼儀だと美德だとする、間違った社会慣習がまだ残っているからだと思われます。

年末から年始にかけては、忘年会をはじめ酒を飲む機会がとく多くなるときです。車を運転するための自転車での墳通いを止めさせることをよびかけてほしいのです。また年末には、忘年会などで酒を飲む機会が多くなるときです。車を運転するときには、不便でも車を置いて行くようにしましょう。もし飲んだときは、車を置いて帰るようにしてください。まわりの人も車で来ている人には酒をすすめないようにしてほしいのです。

この日は、なるべく車を乗りださないようご協力ください。

飲んでしまってはいけませんが、無灯火の自転車に乗らない。「飲酒運転しない。」……ことを絶対に守ってください。

人はつぎのことを守り、飲酒運転を追放しましよう。

▽たとえ一杯でも酒を口にしたら運転しない。

▽「もう酔いがさめたから」という誤った考え方で、運転しない。

▽酒を飲むところへは車を運転して行かない。また飲んだら置いて帰る。

飲酒運転を追放

飲んだら運転しない

意をしてほしいものです。

▽交通のひんぱんな道路や夜間などは、なるべく自転車に乗らないようになります。

▽無理な追越し、スピードの出すぎはやめましょう。

▽横断歩道のある場所では、徐行したり一時停止をして、歩行者の安全確保につとめる。

▽スクールゾーン内では、子どもたちの保護に細心の注意を払う。

スピーデーの出しすぎは事故のもとです。車の運転者は安全運転を心がけ、歩行者の保護に細心の注意を払う。

▽横断歩道の安全確保につとめる。

▽飲酒運転は絶対しない。

▽スピードの出しすぎは事故のもとです。車の運転者は安全運転を心がけ、歩行者の保護に細心の注意を払う。

▽横断歩道のある場所では、徐行

- 排気ガスのないきれいな日
- 家族がそろっている日
- 町全体がよみがえる日
- 交通事故のない明るい日

12月のノーカーデーは17日です

この日は、なるべく車を乗りださないようご協力ください。

※あなたの協力で生活環境がよくなります。ノーカーデーにご協力ください

年内もあとわずかになってしまった。年末になると、道路の交通ラッシュはいつそう激しくなるものと予想されます。また日の暮れるのも早く昔からこの時期は「逢魔時」といわれますが、暗くなるときが交通事故の危険の多いときです。とともに自転車に乗る人は早めに見かけますが、塾の先生もこうしてください。



老人、自転車によるものが多く発生している現状です。この機会

ライドをつけ目標物をはつきりさせましょう。学習塾に通っている子どもたちが家に帰るとき、ライドを見ませた方も罰せられます

自転車での墳通いを止めさせるために呼びかけてほしいのです。

また年末には、忘年会などで酒を飲む機会が多くなるときです。車を運転するときには、不便でも車を置いて行くようにしましょう。もし飲んだときは、車を置いて帰るようにしてください。まわりの人も車で来ている人には酒をすすめないようにしてほしいのです。

この日は、なるべく車を乗りださないようご協力ください。

自転車に乗らない。「飲酒運転しない。」……ことを絶対に守っています。

トのない自転車に乗っているのを見かけますが、塾の先生もこうし

新市庁舎での初議会開かれる



初議会開かれる

市議会第五回定例会は、十月十一日午後一時に市役所に招集されました。招集にあたつての件名は「昭和四十六年度川越市水道事業決算認定について」ほか二十七件でした。

▽ 川越市部課設置条例の一部を改正する条例を定める

ことについて
は、市に対する陳情その他の行政相談に

関すること、および市民の身上などの相談に関する行政事務

は、町名地番の整理とともに川越市役所霞ヶ関北出張所の位置を「霞ヶ関北二丁目一番地」に改め、その所管区域

および霞ヶ関北公民館の位置、霞ヶ関北小学校の位置、さら

に、川越市霞ヶ関北二丁目一番地に、「霞ヶ関北二丁目十九番地に、精

の一部改正とともに同一同条例の第十二

条第二項中「八万円」を「九万円」に改めたもので

▽ 川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例を定める

ことについて
は、ちえおくれの児童の育成を図るために、川越市宮下町一丁目十九番地に、精

は、老人の福祉をより増進するため、その助成の方法を改めたもので。

▽ 川越市営土地改良事業の経費

の賦課徴収に関する条例を定めることについて
は、川越市営土地改良事業の実施について、土地改良法により、賦課の基準などの決定、夫役の履行、賦課に対する異議の申立、急施の場合の特例、賦課徴収の延期などを定めたもので

▽ 川越市と畜場条例の一部を改正する条例を定めることについて
は、と畜場の運営上、その使用料および解体料をそれぞれ改めたもので

▽ 川越市洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例を定める

少年指導センター

あけぼの児童園設置など定まる

|| 水道事業決算など二十九件を慎重審査 ||

に農業委員会の選挙による委員の選挙区および各選挙区の定数条例の一部を、それぞれ改正したもので。

▽ 川越市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
は、老人福祉の高揚と運営を定めることについて

は、老人福祉の高揚と運営を定めることについて
は、地方税法など

神薄弱児通園施設が設置されるので、その収容定員、入園資格者、入園制限、退園などを定めたもので。

▽ 川越市少年指導センター設置条例を定めることについて
は、少年の補導および相談活動をおこなうことにより、その健全化を図ることを目的として、本市に少年指導センターを設置するもので、本条例の施行について必要な事項は規則で定めるもので。

▽ 川越市老人会館設置及び管理条例に関する条例の一部を改正することについて
は、老人福祉の高揚と運営を定めることについて

は、老人福祉の高揚と運営を定めることについて

▽ 川越市老齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
は、非常勤消防団員などにかかる損害賠償の基準を定める政令の一部改正とともに、本条例の一部を改正したもので。

滝の下・霞ヶ関第一終末処理場の工事請負契約なる

市議会第五回定期会最終日(十一月十日)に、つぎの追加議案が提出され、関係常任委員会の審査付託を省略し審議した結果、原案どおり可決されました。

▽ 川越市滝ノ下終末処理場機械設備工事請負契約について

内容は、

一、契約の目的

川越市滝ノ下終末処理場

機械電気設備工事

金一億九千五百四十万円

三、契約の金額

四、契約の相手方

東京都中央区日本橋室町

三丁目三番地

久保田鉄工株式会社東京支社

五、工 期

三丁目一番地

安宅建設工業株式会社

五工期

本契約締結の日から百四十日

五、工 期

東京支店

設備が進む滝ノ下処理場

補正予算

▽ 昭和四十七年度川越市一般会計補正予算(第二号)

は、歳入歳出それぞれ五億五千四百七十九万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ七十一億三千百五十四万円としれ七十一億三千百五十四万円としたものです。

歳入の主なるものは、「市税」のうち個人税の現年度分一億九千五百九十万円、「地方譲与税」の自動車重量税千二百万円、「地方交付税」の一億七千三百六十七万七千

▽ 昭和四十七年度川越市下水道事業特別会計補正予算(第一号)は、歳入歳出それぞれ一千八百九十九万五千円を追加し、予算の総額を二千四百九十九万五千円としたものです。

▽ 昭和四十七年度川越市水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)は、歳入歳出それぞれ六百四十五万円を追加し、予算の総額を二千四百九十九万五千円としたものです。

▽ 第七日(十月十七日)は、前日に引続き、七議員による一般質問を実施。

▽ 第八日(十月十八日)

は、前日に引続き、九議員による一般質問を実施。

▽ 第九日(十月十九日)

は、前日に引続き、六議員による一般質問を実施したのち、厚生

水道会計決算は「継続審査」に

事業特別会計補正予算(第一号)は、歳入歳出それぞれ八千三十四万五千円としたものです。

四万五千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ三億三千四

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し

月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

する必要があるため「地方自治法統査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し

月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

月十一日)に、提案理由の説明があり、第六日(十月十六日)に質疑のち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し月十二日(十月二日)から第一百十条第三項の規定により、継続審査」とするとの、決算特別委員長の報告があり、最終日(十一月十三日)に審議した結果、

審査いたしましたが、なお、審査

農業振興に寄与

市営土地改良事業の施行なる

▽ 川越市道路線の認定について

▽ 川越市道路線の廃止について

▽ 川越市道路線の認定について

▽ 川越市道路線の廃止について

▽ 川越市道路線の認定について

▽ 川越市道路線の廃止について

▽ 川越市道路線の認定について



土地改良事業が行われる農地

議事のあらまし

滝の下・霞ヶ関第一終末処理場の工事請負契約なる

の四百九十四万六千円、「国庫支出金」の生活保護費負担金四千七十七万五千円、社会教育費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。

△、「交通安全対策特別交付金」の社会福祉費補助金三千五百萬円、土木管理費補助金九千五百九十万円、「県支出金」三千九十九万五千円、社会教育費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。



△、「交通安全管理特別交付金」の社会福祉費補助金三千五百萬円、土木管理費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。

△、「交通安全管理特別交付金」の社会福祉費補助金三千五百萬円、土木管理費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。

△、「交通安全管理特別交付金」の社会福祉費補助金三千五百萬円、土木管理費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。

△、「交通安全管理特別交付金」の社会福祉費補助金三千五百萬円、土木管理費補助金七万二千円、農業費補助金五百七十九万九千円、「寄付金」の道路橋りょう費寄付金千百五十円、「練越金」の前年度繰越債の都市計画債二千二百万円などです。

市議会第四回臨時会

および監査委員の同意なる 川越市収入役・教育委員会委員

市議会第四回臨時会は、九月十八日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「収入役の選任につき同意を求めるることについて」ほか二件でした。



市役所 完成する

収入役を同意 教育委員

市議会第四回臨時会第一日

(九月十八日)に、九月三十日をもって、任期満了となる収入役および、教育委員を再選した。この提案があり、地方自治法第百六十八条第七項ならびに地方教育行政の組織および、運

當に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意をいたしました。

▽ 収入役の選任につき同意を求めることについて

川越市大字砂新田
三百十五番地十二
記

但木敬吾

明治四十年一月十五日生

▽ 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

川越市西小仙波町
一丁目七番地二十二
記

齊藤芳一
明治四十二年一月十七日生

監査委員を同意

市議会第四回臨時会第一日(九月十九日)に辞任により、欠員となつた本市監査委員の後任者の内諾を得ましたので、地方自治法百九十六条第二項の規定により、議会の同意をいたしました。

▽ 監査委員の選任につき同意を求めることについて
川越市大字大袋新田
四百六十七番地
伊藤宗一
明治四十三年五月二十三日生

記

▽ 収入役の選任につき同意を求めることについて

▽ 八月六日から八月十一日(六日間)本市議会文教常任委員会が徳島、高知、土佐、清水、松山市において「文教行政」について先進地を視察されました。

▽ 八月九日午前十一時に、鶴岡市議会議員が「下水道、福祉、商工農業関係」について行政視察のため来庁されました。

▽ 八月十七日午後一時から蕨市議会議員が「下水道、福祉、商工農業関係」について行政視察のため第十八回埼玉県市議会議員親善野球大会に参加、優秀の美を飾られました。

▽ 八月二十一日午前十時から市役所議事堂において、決算特別委員会が開催され、「昭和四十五年度埼玉県川越市歳入歳出決算認定」ほか九特別会計決算について、慎重に審査されました。

▽ 八月二十二日午後一時に、白浜町議会議員が「開発関係」について行政視察のため、来庁されました。また本市議会厚生常任委員会が八月二十二日から八月二十六日(五日間)福井、金沢、七尾、富山市において「厚生行政」について先進地視察をされました。

▽ 八月二十七日午後一時に、守口市議会議員が「土地区画整理関係」について行政視察のため、来庁されました。

▽ 七月三十一日午後一時に、足利市議会議員が「庁舎建設関係」について行政視察のため、来庁されました。

▽ 八月二日午前十時から市役所議事堂において、決算特別委員会が開催され、「昭和四十五年度埼玉県川越市歳入歳出決算認定」ほか九特別会計決算について、慎重に審査されました。

▽ 八月二日午前十時から市役所議事堂において、決算特別委員会が開催され、「昭和四十五年度埼玉県川越市歳入歳出決算認定」ほか九特別会計決算について、慎重に審査されました。

▽ 七月二十七日午後一時に、守口市議会議員が「土地区画整理関係」について行政視察のため、来庁されました。

▽ 八月二十七日から八月三十一日(五日間)本市議会建設常任委員会が、都城、八代、唐津市において「建設行政」について先進地視察をされました。

▽ 九月一日から九月三日(三日間)本市議会議員が、福井、小浜市において「市政全般」について先進地視察をされました。

▽ 九月五日から九月七日(三日間)本市議会運営委員会が岐阜、高山市において「議会運営」について先進地視察されました。

▽ 九月十一日午後三時に、宮崎市議会議員が「少年刑務所跡地および、都市改造関係」について、行政視察のため、来庁されました。

▽ 九月十二日午前九時に、福山市議会議員が「市庁舎建設関係」について行政視察のため、来庁されました。

▽ 九月十三日午後四時に、福井市議会議員が「公害関係」について行政視察のため、来庁されました。

▽ 九月十三日午後四時に、福井市議会議員が「市庁舎建設関係」について行政視察のため、来庁されました。